

地方独立行政法人加古川市民病院機構定款

(目的)

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、救急医療及び高度医療をはじめとした安全で良質な医療を提供するとともに、地域の医療機関及び加古川市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「法人」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 法人の設立団体は、加古川市とする。

(事務所の所在地)

第4条 法人は、事務所を加古川市加古川町本町439番地に置く。

(法人の種別)

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

(役員)

第7条 法人に役員として、理事長1人、副理事長1人、理事10人以内及び監事2人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

- 4 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 監事は、法人の業務を監査する。
- 6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は加古川市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

（役員の内命）

第9条 理事長及び監事は、市長が任命する。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

（役員の内期）

第10条 理事長及び副理事長の内期は任命の日から当該任命の日を含む法第25条第2項第1号に規定する中期目標の期間の末日までとし、理事の内期は2年とする。ただし、補欠の役員（監事を除く。）の内期は、前任者の残任期間とする。

- 2 監事の内期は、理事長の内期（補欠の理事長の内期を含む。以下この項において同じ。）に対応して定めるものとし、任命の日から当該対応する理事長の内期の末日を含む事業年度についての法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の内期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、再任されることができる。

（職員の内命等）

第11条 職員は、理事長が任命する。

- 2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

（理事会の設置及び構成）

第12条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（理事会の招集）

第13条 理事会は、理事長が必要と認めるときに招集する。

- 2 理事長は、理事長を除く理事会の構成員の3分の1以上から要求があったとき、又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の権限)

第14条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

(理事会の議事)

第15条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(病院の設置)

第16条 法人が設置及び管理を行う病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
加古川中央市民病院	加古川市加古川町本町 439番地

(業務の範囲)

第17条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- (4) 予防医療を提供すること。
- (5) 災害時における医療救護を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第18条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

(資本金等)

第19条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により加古川市から法人に対し出資されたものとされる金額及び法人の成立の日後に加古川市から法人に対し出資された金額の合計額とする。

(残余財産の帰属)

第20条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は加古川市に帰属する。

(委任)

第21条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

この定款は、地方独立行政法人加古川市民病院機構の成立の日から施行する。

附 則

この定款は、地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号）第 8 条第 2 項の規定による兵庫県知事の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年 4 月 1 日から施行する。